

国官会第300号
国地契第34号
平成17年6月22日

各地方整備局長 あて

国土交通省大臣官房長

「工事における入札及び契約の過程並びに契約の内容等に係る情報の公表について」の一部改正について

標記について、下記のとおり改正することとしたので、遺漏なきよう措置されたい。

記

記1(14)を削る。

記1(15)中「及び」を「、」に改め、「(平成13年3月30日付け国営技第32号)」の次に「及び「請負工事成績評定要領の改訂について」(平成13年3月30日付け国港建第110号)」を加え、記1(15)を記1(14)とする

記3I(4)①を次のように改める。

① 次に掲げる随意契約の結果及び契約の内容(標準様式例6-3)

イ) 工事の名称及び工事概要

ロ) 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

ハ) 契約を締結した日

ニ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所

ホ) 契約金額

ヘ) 予定価格

ト) 随意契約によることとした理由

チ) 工事の場所、種別及び工期

記3I(4)②を削る。

記3I(4)③を記3I(4)②とし、記3I(4)④を記3I(4)③とする。

記3I(4)⑤を削る。

記3I(4)⑥中「前記⑤ロ)及び」を「前記①イ)、ホ)及びチ)並びに」に改め、記3I(4)⑥を記3I(4)④とする。

記3I(4)⑦を記3I(4)⑤とし、記3I(4)⑧を記3I(4)⑥とする。

記3II(4)①を次のように改める。

① 次に掲げる随意契約の結果及び契約の内容(標準様式例6-3)

イ) 工事の名称及び工事概要

ロ) 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地

ハ) 契約を締結した日

ニ) 契約の相手方の商号又は名称及び住所

- ホ) 契約金額
- へ) 予定価格
- ト) 随意契約によることとした理由
- チ) 工事の場所、種別及び工期

記3Ⅱ(4)②を削る。

記3Ⅱ(4)③を記3Ⅱ(4)②とし、記3Ⅱ(4)④を記3Ⅱ(4)③とする。

記3Ⅱ(4)⑤を削る。

記3Ⅱ(4)⑥中「前記③ロ)及び」を「前記①イ)、ホ)及びチ)並びに」に改め、記3Ⅱ(4)⑥を記3Ⅱ(4)④とする。

記3Ⅱ(4)⑦を記3Ⅱ(4)⑤とし、記3Ⅱ(4)⑧を記3Ⅱ(4)⑥とする。

記4Ⅰ(4)中「3Ⅰ(4)①から③並びに⑤」を「3Ⅰ(4)①及び②」に改め、「3Ⅰ(4)④及び⑧」を「3Ⅰ(4)③及び⑥」に改め、「⑥」を「④」に改め、「3Ⅰ(4)⑦」を「3Ⅰ(4)⑤」に改める。

記4Ⅱ(4)中「3Ⅱ(4)①から③並びに⑤」を「3Ⅱ(4)①及び②」に改め、「3Ⅱ(4)④及び⑧」を「3Ⅱ(4)③及び⑥」に改め、「⑥」を「④」に改め、「3Ⅱ(4)⑦」を「3Ⅱ(4)⑤」に改める。

記5Ⅰ(2)中「3Ⅰ(4)①、③から⑧」を「3Ⅰ(4)②から⑥」に改め、「3Ⅰ(4)②並びに⑤のうち契約者名及び契約金額」を「3Ⅰ(4)①」に改める。

記5Ⅱ(2)中「3Ⅱ(4)①、③から⑧」を「3Ⅱ(4)②から⑥」に改め、「3Ⅱ(4)②並びに⑤のうち契約者名及び契約金額は、閲覧所を設け閲覧に供するとともに、「入札情報サービス(PPI)」を利用している部局にあっては、「入札情報サービス(PPI)」を利用してインターネットにより公表するものとする。」を「3Ⅱ(4)①は、「入札情報サービス(PAS)」を利用しインターネットにより公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。」に改める。

記6Ⅰ(1)イ)中「営繕部工務検査課」を「営繕部技術・評価課」に改める。

記6Ⅰ(2)ロ)中「営繕部工務検査課」を「営繕部技術・評価課」に改める。

記6Ⅰ(2)ハ)中「⑥」を「④」に改める。

記6Ⅰ(2)ニ)中「Ⅰ(4)⑦及び⑧」を「Ⅰ(4)⑤及び⑥」に改め、「営繕部工務検査課」を「営繕部技術・評価課」に改め、「Ⅰ(4)④」を「Ⅰ(4)②」に改める。

記6Ⅱ(2)「⑥」を「④」に改める。

記6Ⅱ(2)ニ)中「Ⅱ(4)⑦及び⑧」を「Ⅱ(4)⑤及び⑥」に改め、「Ⅱ(4)④」を「Ⅱ(4)②」に改める。

様式1-1を次のように改める。

有資格業者名簿

業者コード 受附番号	建設業許可番号 本店所在	順位 企業規模	商号 代表者名	は称 職名	本店所在地 電話番号 FAX番号 電子入札IC カード登録番号	総経営技術 自地増進 実績の有無 率	資職員数 建設業 総職員数 年	年間平均 自己資本 前々年 経常利益 率 資格者 証所持者 数	高類 工事 完成 率	暖房 又は 屋内 比率 (%)	許可 工事 大臣 特定 一般	業 種 の 種 類 知 事 ① ② ③ ④	考 備

注 意 事 項

注)1 「総合」、「経営事項評価」、「技術評価」は、それぞれ「総合点数」、「経営事項評価点数」、「技術評価点数」の略称です。
 注)2 この有資格業者名簿における建設業者等の「等級」、「順位」、「順位」、「総合点数」、「経営事項評価点数」、「技術評価点数」は、国土交通省が一般競争(指名競争)参加資格申請に基づき認定したものであり、当該建設業者等の社会的な評価を示すものではありません。

標準様式例 6 - 2 の次に次の様式を加える。

随意契約結果及び契約の内容

工事の名称	〇〇災害復旧工事
工事概要	工事延長L=〇〇〇m 道路工（掘削工〇〇m ² 、路体路床盛土工〇〇m）、 擁壁工（補強土壁工H=〇〇~〇〇m L=〇〇 m）、函渠工（〇×〇m L=〇〇m）、 小型水路工L=〇〇m、トンネル工（NATM〇〇 m ² L=〇〇m）、仮設工一式
契約担当官等の氏名並びに その所属する部局の名称及 び所在地	支出負担行為担当官〇〇地方整備局長〇〇 〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇
契約年月日	平成〇〇年〇月〇日
契約業者名	〇〇建設（株）
契約業者の住所	〇〇市〇〇市町〇-〇-〇
契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税込み）
予定価格	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（税込み）
随意契約によることとした 理由	
工事場所	〇〇県〇〇市〇〇~〇〇地先
工事種別	一般土木
工期（自）	平成〇〇年〇月〇日
工期（至）	平成〇〇年〇月〇日
備考	

備考

公表対象随意契約が単価契約である場合には、契約金額欄に契約単価を記載するとともに、備考欄に単価契約である旨及び契約単価に予定調達数量を乗じた額を記載する。

標準様式例 8 を削る。

附 則

- 1 本通達は、平成 17 年 4 月 1 日以降に契約を締結する工事から適用する。
- 2 本通達による改正後の 5 I (2) の第二段落の適用については、当分の間、同段落中「⑥及び 3 I (4) ①は、「入札情報サービス (PPI)」を利用してインターネットにより公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。」とあるのは、「⑥は、「入札情報サービス (PPI)」を利用してインターネットにより公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。また、3 I (4) ①は、各地方整備局 (事務所等を含む。) のホームページに掲載する方法により公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。また、工事の名称、契約者名、契約金額及び予定価格については、「入札情報サービス (PPI)」を利用して、インターネットにより公表するものとする。」とする。
- 3 本通達による改正後の 5 II (2) の第二段落の適用については、当分の間、同段落中「⑥及び 3 II (4) ①は、「入札情報サービス (PAS)」を利用してインターネットにより公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。」とあるのは、「⑥は、「入札情報サービス (PAS)」を利用してインターネットにより公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。また、3 II (4) ①は、各地方整備局 (事務所等を含む。) のホームページに掲載する方法により公表するとともに、閲覧所を設け閲覧に供する方法によるものとする。また、工事の名称、契約者名、契約金額及び予定価格については、「入札情報サービス (PAS)」を利用して、インターネットにより公表するものとする。」とする。